

浄化槽設置整備事業

生活排水による河川の水質汚濁を防止するための浄化対策として、家庭用合併処理浄化槽を設置しようとする方に、補助金を交付しています。
ただし、予算の範囲内での交付になります。

■補助対象浄化槽について

浄化槽法(昭和58年5月18日法律第43号)第4条第1項の規定による構造基準に適合し、かつ、「浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合するもの。

■対象地域について

公共下水道事業許可区域を除く町内全域

■補助金交付額について

区 分	補助額	備 考
5人槽	248,000 円	延面積 \leq 130 m^2
7人槽	310,000 円	延面積 $>$ 130 m^2
10人槽	410,000 円	浴室、台所が2つ以上

※平成26年度予定額

■その他

- ・補助対象者は、前年までの市町村税を完納していること
- ・販売目的の住宅その他営利目的の店舗・事務所等(アパートを含む)については補助対象外となります

■補助を受けるための手続き方法について

1. 浄化槽設置(変更)事前協議書を提出し、協議する
2. 浄化槽設置届出書を提出する
3. 補助金交付申請を提出する

【問合せ先】柴田町 町民環境課 環境衛生班

TEL0224-55-2113

浄化槽設置整備事業補助金関係提出書類

- 補助金交付申請 1部
 1. 補助金交付申請書（第1号様式）（第5条）
 2. 浄化槽設置届出書の写し
 3. 建築確認通知書・設計変更届出書の写し（建築確認受付印のあるもの）
 4. 浄化槽工事請負契約書の写し
 5. 柴田町浄化槽設置事前協議済書の写し
 6. 浄化槽登録証の写し
 7. 登録浄化槽管理票（C票）
 8. 機能保証登録証の写し（証明印）
 9. 納税証明書（前年度分）
 10. 設置場所の案内図・配置図・平面図
 11. 工場生産浄化槽認定シート
 12. 浄化槽設備士免状（昭和63年以降）又は小型合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了書の写し

※交付決定を受けた後、申請内容を変更、又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は速やかに変更承認申請書（第4号様式）を町長に提出し、その承認を受けてください。

- 実績報告書 1部（工事完了後）
 1. 実績報告書（第5号様式）（第8条）
 2. 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
 3. 浄化槽法定検査依頼書
 4. 浄化槽設備士によるチェックリスト
 5. 浄化槽工事請負契約書の写し
 6. 施工時の写真
 7. 浄化槽設置届出書の写し
 8. 使用開始届出書の写し（受付印のあるもの）
 9. 登録浄化槽管理票（C票）の写し
 10. 機能保証登録証の写し

浄化槽補助金交付までの流れ

